

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス
個別約款（もっと割料金契約）

2025年6月2日実施

株式会社NTT ドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 適用の限界	1
4. 料金	1
5. 割引制度	1
6. 割引制度の適用除外	2
7. その他	2
付則	3
（別 表）	4

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「もっと割料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」(以下「基本約款」といいます。)及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「電気セット割引」とは、もっと割料金契約を締結したお客さまが、もっと割料金契約の需要場所において当社との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客さまが、当社へもっと割料金契約の申込時点で同一の需要場所において、大阪ガス又は大阪ガスの他の取次店ともっと割料金契約を契約されていて、大阪ガス又は大阪ガスの他の取次店から当社へ契約切替するとき、もっと割料金契約を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。

5. 割引制度

- (1) もっと割料金契約の需要場所において当社が別に定める「ドコモでんき供給約款」に基づく電気の需給契約(以下「電気需給契約」といいます。)を締結し、その供給を受けているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、4に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

イ 電気セット割引

割引額 = 4に定める料金 × 3パーセント (1円未満の端数切り上げ)

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円(消費税等相当額を含みます。)といたします。割引額が4,400円(消費税等相当額を含みます。)を上回る場合は4,400円(消費税等相

当額を含みます。)といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

6. 割引制度の適用除外

お客さまは、当社との電気需給契約終了後ももつと割料金契約を継続される場合、ただちに当社に通知していただきます。この場合、電気セット割引の適用は、当社が当該通知を受け、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日までといたします。また、当社は電気需給契約の契約状況を確認させていただく場合があります、その結果、電気需給契約の契約がないことが確認できた場合、所定の手続きを完了した後の最初の検針日を最終日として電気セット割引の適用が終了いたします。なお、電気需給契約終了後最初の検針日の翌日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引の適用は電気需給契約の終了が明らかになった時点以降、当社が所定の手続きを完了した後の最初の検針日を最終日として電気セット割引の適用が終了するとともに、電気需給契約終了後最初の検針日の翌日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年6月2日から実施いたします。

(別 表)

料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,527.77円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.80円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,534.90円
------------------	-----------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.45円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,551.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.12円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,965.74円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	130.98円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,385.37円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,706.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.96円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,843.24円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.69円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,525.64円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.01円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。